**平成２６年（フ）第２４号**
青森県北津軽郡中泊町大字今泉字神山78番地３
破産者　高杉　勇亀
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２６年（フ）第２４号**
群馬県桐生市境野町６丁目433番地
破産者　塚田　和男
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第２０１号**
埼玉県草加市松原５丁目６番20―405号
破産者　佐野　弘美
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３４９号**
埼玉県越谷市大字下間久里469番地45
破産者　高瀬　俊則
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３５７号**
埼玉県越谷市東越谷６丁目110番地３　メゾンアムールＢ101
破産者　坂本　聖子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第３９０号**
山梨県南アルプス市沢登34番地２　エクシア保坂101
破産者　櫻井　　薫
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０４号**
山梨県甲府市大里町3642番地１　レストハイムＮＨ101号室
破産者　角田　　健
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１８８号**
山梨県山梨市三ヶ所329番地　ファミーユＫプラス４―102号
破産者　宮下　敏子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１９７号**
愛知県一宮市貴船２丁目７番27号
破産者　竹内　太介
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第５３号**
大津市和邇北浜1035番地の４、前住所大津市今堅田３丁目12番45―1102号
破産者　林　　央子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２１４号**
大津市尾花川11番14号
破産者　大山　俊久
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２７２号**
滋賀県野洲市市三宅2589番地２
破産者　東　　真矢
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第５４６号**
兵庫県姫路市飾磨区中島２丁目817番地６、住民票上の住所兵庫県西脇市中畑町84番地
破産者　藤原加代子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第３２１号**
兵庫県姫路市御国野町深志野64番地１　チェリーウェルＣ―202、従前の住所兵庫県小野市大島町673番地
破産者　田中　長久
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第３７５号**
兵庫県姫路市城見台４丁目３番地２
破産者　中田　秀樹
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第１０６９号**
福岡市東区和白２丁目５番17号
破産者　藤野美和子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１２３号**
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目４番30―401号　ＳＹビル
破産者　森島伸一郎
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２３８号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵312番地５
破産者　西島企画こと　西島　義夫
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第５号**
東京都大田区大森東５丁目10番17号　コーポ木本２―102、申立時の住所大分県豊後大野市清川町砂田1500番地９
破産者　衞藤佐知子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部